



退職後の健康保険のご案内



退職後はご自身の状況に応じて、下記の選択肢のいずれかの健康保険に加入手続きをする必要があります。毎月納める保険料などを比較の上、選択された健康保険にお手続きください。

退職

健康保険のある事業所へ
1日の空白もなく再就職

再就職しない

① 就職先の
健康保険の被保険者

② 協会けんぽの
任意継続被保険者

③ 国民健康保険

④ 家族の健康保険
(被扶養者)

加入
要件

新しい勤務先へ
ご確認ください

・退職日までに被保険者期間
が継続して2か月以上ある
こと
・退職日の翌日から20日以内
に手続きすること

お住まいの
市区町村役場へ
ご相談ください

被扶養者の認定
基準を満たすこと

詳しくはご家族の勤務
先にお問合せください。

手
続
き

就職先の事業主が
資格取得の手続きを
行います

お住まいの都道府県の
協会けんぽ支部へ
資格取得申出書を提出

市区町村役場の
国民健康保険
担当課で手続き

家族の勤務先の
事業所を通じて
届出

保
険
料

事業主と折半負担

退職時の健康保険料の2倍
(上限あり)

前年の所得などに
より決定
※軽減制度あり

被扶養者の
負担はなし

「特例対象被保険者」に対して国民健康保険料を軽減する制度があります

倒産・解雇などにより失業された方(特定受給資格者および特定理由離職者)には国民健康保険料の軽減制度があります。任意継続の保険料より安くなるケースがありますので、お住まいの市区町村役場へご確認ください。

よくある
質問

退職後、すぐに病院に行かなくてはならないのですが…

上記手続きを速やかに行っても、新しい健康保険の確認に時間を要する場合があります。
健康保険の加入日は退職日の翌日からの取扱いになりますので、原則は一旦全額負担の後、資格ができ次第、新たに加入した健康保険へ「療養費」の申請を行うことで保険負担分の払い戻しを受けることになります。
受診の際は医療機関に手続きの旨を説明し、診療を受けてください。



返却必須

退職時の
「健康保険証」「資格確認書」

【健康保険証】



【資格確認書】



退職日の翌日から
「健康保険証」「資格確認書」は
使えません！
お持ちの方は退職時に会社に
必ず返却しましょう。

【資格情報のお知らせ】

<ご参考> 資格情報のお知らせ
全員に発行しております「資格情報
のお知らせ」は返却不要です。

